

## 流域下水道事業の管理運営の見直しの検討状況について

### 1 要旨

流域下水道事業の持続可能な運営を確保し、県民サービスの維持・向上を図るため、県が検討を進めている管理運営の見直しについて、現在の検討状況を取りまとめた。

### 2 経緯・背景

- 流域下水道事業は、下水を広域的に処理し、住民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを図るため、県と流域関連市町（5市4町※）が協力・連携して実施している。  
※広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、福山市、府中市、三原市、東広島市
- 事業運営については、県が管理者として事業運営全般、施設整備等を担い、維持管理については、公益財団法人広島県下水道公社（以下、「公社」という。）に委託して実施している。
- 事業環境としては、今後は維持管理や改築・更新が事業の中心となる中、人口減少等に伴う処理水量の減によるコスト高が見込まれることから、維持管理費等に係る流域関連市町の負担の増加を抑制するため、更なる事業の効率化などによるコスト縮減を図る必要がある。  
更に、全国的に技術者が不足する中、危機管理の強化やDXの推進などによる業務の効率化・省力化に取り組むとともに、ライフラインを確保するための体制の見直し・強化を図る必要がある。
- 国では、人口減少やインフラの老朽化が全国的に進む中で、災害に強く、持続可能な上下水道の機能を確保するため、上下水道一体での地震対策や官民連携などによる事業の効率化・高度化・基盤強化の取組を推進している。  
また、下水道事業の効率化や体制の維持・強化のための官民連携が全国で進められており、様々な管理運営手法が検討・導入されている。
- こうした中、県では、「広島県下水道事業広域化・共同化計画」（令和3年3月策定）に基づき、令和5年度から流域関連市町など関係者と意見交換を行いながら、流域下水道事業の管理運営の見直しの検討を進めている。

|         |                                                                                                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年6月  | ○流域関連市町との検討会を設置して検討に着手                                                                                                                                  |
| 令和5年10月 | ○現状と課題などを整理し、検討状況を県議会（建設委員会）で説明                                                                                                                         |
| 令和6年2月  | ○管理運営の見直しの方向性を取りまとめ、県議会（建設委員会）で説明（体制）県が事業全般を一体的にマネジメントできる体制に再構築（手法）指定管理者制度を導入し、指定期間10年とする方向で検討                                                          |
| 令和6年5月  | ○検討状況及び今後の進め方について県議会（建設委員会）で説明<br>・関係者からの意見も踏まえ、指定管理者は、県が経営に深く関与する県出資法人の活用を視野に入れて検討<br>・本県の実状に応じた指定管理者制度の導入に向け、関係者から意見を丁寧に聴きながら検討を進めるため、見直し方針案は年内に取りまとめ |

### 3 検討状況

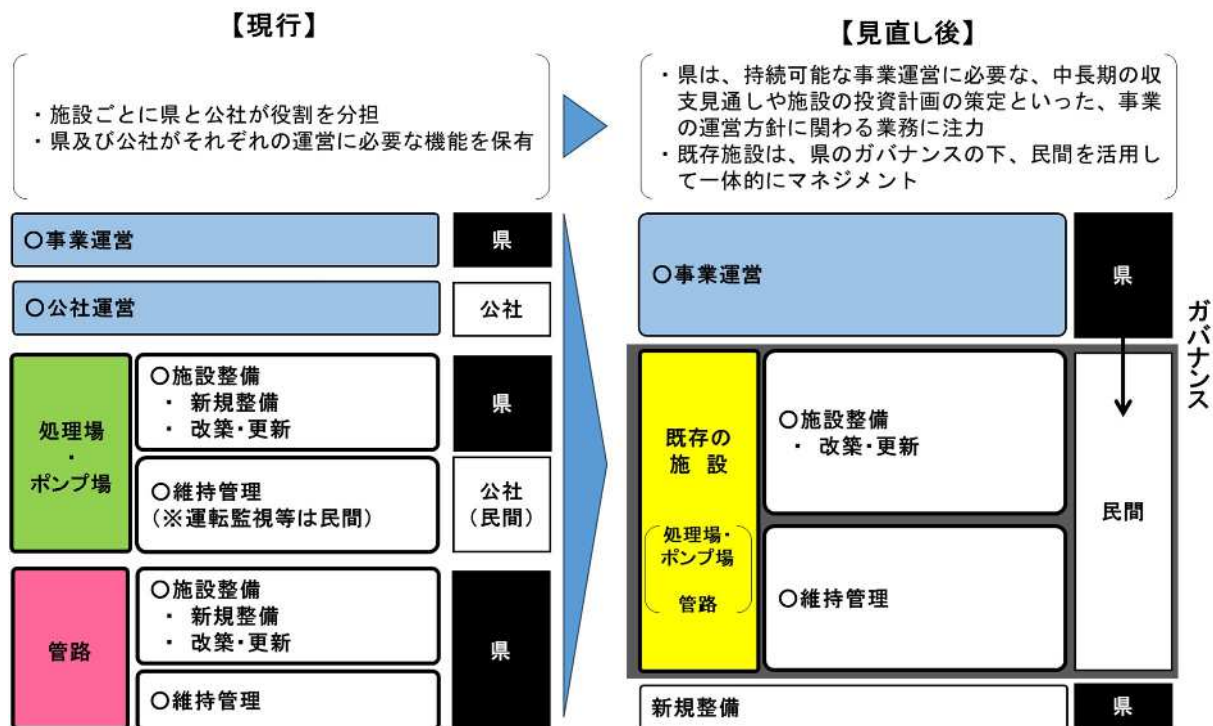
- 県議会や関係者からの意見なども踏まえ、本県の実状に応じた管理運営の見直しに向けて、これまで関係者と意見交換しながら、検討を進めてきた。
- 現時点の県における管理運営の見直しの考え方（体制・手法）や見直しによる効果などの検討状況を取りまとめた。  
なお、見直し方針案の取りまとめにあたっては、引き続き、関係者と意見交換しながら、具体的な制度設計や各種取扱いなどについて整理する必要がある。

## (1) 管理運営の見直しの考え方

### ア 管理運営体制

- 流域下水道事業は、県民生活に不可欠なライフラインとして、高い公共性・公益性を有しているため、引き続き、県の責務の下で事業を実施
- その上で、限られたリソースを最適に配分し、効率的に事業を運営するため、公民連携により既存施設を一体で管理する体制に見直し
- 危機管理についても、県と民間事業者が連携して初動から復旧まで、より迅速な対応が可能な体制を構築

#### 《管理運営体制の見直し（イメージ）》



※このほか、危機管理にあたっては、民間を活用しながら、県において初動から復旧までに対応

### イ 管理運営手法等

- 管理運営体制の見直しを踏まえ、コスト縮減、有利な財源の確保、県によるガバナンスの確保、民間事業者の撤退リスク、県の技術力の維持などの観点から、県出資法人を活用した指定管理者制度を導入する。
- 将来にわたり持続可能な体制を早期にかつ効率的に構築するためには、指定管理者となる県出資法人には、既存法人（公社、水みらい広島）を活用することが合理的である。  
具体的には、公社が有する流域下水道施設の維持管理の実績とノウハウ、水みらい広島が有するDX技術や民間ならではの人材確保・育成スキームといった、それぞれの強みを融合し、リソースを最大限に活用する。
- 指定管理者については民間のノウハウを更に活用するため「水みらい広島」とし、公社の機能やノウハウ・リソースは水みらい広島に継承することで、円滑な制度移行を図るとともに、上下水道一体での取組が可能となる体制を目指す。
- また、維持管理水準や危機管理体制を確保するため、現在公社が業務の再委託を通じて構築している地元事業者との協力関係の踏襲を念頭に置いて、具体的な協力関係の手法や業務内容などについて、関係者間で意見交換を行いながら検討を進める。

- 指定管理期間は、指定管理者の長期的視点に立った創意工夫やノウハウを引き出すため、10年とする。

## (2) 見直しにより見込まれる効果

### ア 定性的効果

| 区分   | 期待される効果（業務の効率化・省力化）                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運営全般 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、持続可能な事業運営に必要な、中長期の収支見通しや施設の投資計画の策定といった、事業の運営方針に関わる業務に注力することが可能</li> <li>・ 上下水道一体の人材活用や育成、普及啓発が可能</li> </ul> <p>〔中長期的には、水みらい広島が県内の上下水道人材の拠点となることによる技術者不足への対応や技術力の維持継承が期待できる。〕</p>                         |
| 施設整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理を通じた改築・更新の必要性などの判断により、最適な更新投資やより効率的な施設の運用が可能</li> </ul>                                                                                                                                                 |
| 維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の取組などにより、業務の効率化・省力化やコスト縮減が可能 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3 浄化センターにある施設の一体管理や業務管理基準の標準化</li> <li>▶ 水みらい広島の既存業務システムやDX技術等の活用</li> <li>▶ プロフィットシェア※による更なる民間の創意工夫やノウハウの活用</li> </ul> </li> </ul> |
| 危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生時の初動から復旧までの一貫した対応や、水みらい広島の県内他事業所・協力企業の応援により、迅速化が可能</li> </ul> <p>〔中長期的には、汚水流出事故等が発生した際の関係水道施設への伝達等の迅速化や汎用部品の相互融通が期待できる。〕</p>                                                                            |

※ 民間による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出された、コスト縮減分（プロフィット）を官民で分配（シェア）する仕組み

### イ 定量的効果

経営実行プランの推計値を基に、令和9年度～令和48年度の40年間について試算

| 項 目       | 効果額                         | 備 考                                                                       |
|-----------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| ①維持管理費の縮減 | 25 億円/40 年<br>(5 億円/10 年)   | 現時点での試算可能な効果として、県と公社の役割分担の見直しにより想定される共通業務の集約化、修繕と改築・更新業務の集約化等のコスト縮減を見込んだ。 |
| ②有利な財源の確保 | 145 億円/40 年<br>(31 億円/10 年) | 令和9年度以降の管路更新の財源として、国交付金（交付率 1/2）の充当を見込んだ。                                 |

| 項 目          | 効果額                         | 備 考                     |
|--------------|-----------------------------|-------------------------|
| 流域関連市町の負担の抑制 | 110 億円/40 年<br>(23 億円/10 年) | ①、②による流域関連市町及び県の負担の抑制効果 |
| 県の負担の抑制      | 60 億円/40 年<br>(13 億円/10 年)  |                         |

#### 4 関係者からの意見

- 現時点の県における管理運営の見直しの考え方に対しては、流域関連市町、公社及び再委託事業者からは、次のような意見や懸念があった。

(主な意見等)

- ・ 見直しの内容や理由について、現在業務に関わっている関係者に丁寧に説明し、理解を得る必要がある。
- ・ 見直し後の地元事業者との具体的な協力関係について、事前に関係者間で十分に協議し、継続的な事業運営ができることを、関係者が理解した上で方針を整理すべき。
- ・ 水みらい広島は、県出資法人であるものの、民間の出資比率の方が高く、将来にわたって、県が十分にガバナンスを発揮できるのか懸念される。
- ・ 水みらい広島を非公募で指定管理者に選定することは、競争性・公平性の観点で適当か。
- ・ 現在の施設の管理運営には、一般廃棄物処理事業者も大きく寄与しているが、今回の見直しにより、市町の一般廃棄物処理への影響が懸念される。

#### 5 今後の進め方

- 関係者からの意見も踏まえ、引き続き、関係者間で意見交換を行い、理解を深めながら、見直し後の具体的な実施体制や各種取扱いなどの検討事項について整理した上で、見直し方針案として取りまとめる。

##### 【主な検討事項】

| 区 分                | 主な検討内容                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施体制               | ・ 県及び水みらい広島の実施体制、公社機能やリソースの県又は水みらい広島への継承方法、県職員の水みらい広島への派遣など、実施体制の整理                                                                                                                                                                 |
| 地元事業者との協力関係        | <p>・ 指定管理者制度への円滑な移行や、地域の実状を踏まえた維持管理、危機管理の体制を確保するため、公社が業務の再委託を通じて構築している地元事業者との協力関係の踏襲を念頭に、その具体的な手法等について、公社や現在の再委託事業者など関係者と意見交換しながら整理</p> <p>〔また、現在の流域下水道施設の管理運営には、市町の一般廃棄物行政を支えている事業者が大きく寄与している実状も踏まえ、関係市町の意見も聴きながら丁寧に進める必要がある。〕</p> |
| モニタリング方法           | ・ 県による指定管理業務のモニタリングの項目、実施時期、実施体制など、水道事業や他の下水道事業者の先行事例を参考に整理                                                                                                                                                                         |
| 指定管理業務の整理、指定管理料の算定 | ・ 指定管理者の業務範囲やリスク分担などを整理し、指定管理料を算定                                                                                                                                                                                                   |
| プロフィットシェアの仕組み      | ・ 指定管理者の創意工夫やノウハウを引き出すための仕組みとして導入するプロフィットシェアの具体的な適用要件や分配割合を整理                                                                                                                                                                       |
| 流域関連市町の関与          | ・ 県による経営状況の説明会の実施など、指定管理者制度導入後も流域関連市町が事業に関与できる仕組みの構築                                                                                                                                                                                |

##### 【見直し方針案取りまとめ・公表までの想定スケジュール】

| 令和6年度                  | 令和7年度          |       |                     |
|------------------------|----------------|-------|---------------------|
| 1月～3月                  | 4月～6月          | 7月～9月 | 10月～12月             |
| ●検討状況<br>(2月)          | ●検討状況<br>(6月頃) |       | ●見直し方針案公表<br>(10月頃) |
| 検討事項等について、関係者と協議しながら検討 |                |       | 見直し方針案<br>取りまとめ     |

## 流域下水道事業の管理運営の見直しの検討状況

## 目 次

|     |                           |    |
|-----|---------------------------|----|
| 1   | 見直しの経緯・背景-----            | 1  |
| 2   | 管理運営の現状と課題-----           | 2  |
| (1) | 県と公社の役割-----              | 2  |
| (2) | 県における事業運営等-----           | 3  |
| ア   | 事業運営 -----                | 3  |
| イ   | 施設整備等 -----               | 4  |
| (3) | 公社における維持管理-----           | 5  |
| ア   | 体制 -----                  | 5  |
| イ   | 維持管理 -----                | 6  |
| (7) | 維持管理費 -----               | 6  |
| (4) | 民間の活用 -----               | 8  |
| (4) | 危機管理-----                 | 9  |
| (5) | 今後の管理運営上の課題-----          | 9  |
| 3   | 管理運営の見直しの考え方-----         | 10 |
| (1) | 管理運営体制-----               | 10 |
| (2) | 管理運営手法等-----              | 12 |
| ア   | 県出資法人を活用した指定管理者制度の導入----- | 12 |
| イ   | 指定管理者となる県出資法人-----        | 14 |
| ウ   | 指定管理期間 -----              | 15 |
| 4   | 見直しにより見込まれる効果-----        | 16 |
| (1) | 定性的効果-----                | 16 |
| (2) | 定量的効果-----                | 17 |
| 5   | 今後の主な検討事項-----            | 18 |

## 1 見直しの経緯・背景

- 流域下水道事業は、下水を広域的に処理し、住民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを図るため、県と流域関連市町（5市4町※）が協力・連携して実施している。

※ 広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、福山市、府中市、三原市、東広島市

- 事業運営については、県が管理者として事業運営全般、施設整備等を担い、維持管理については、公益財団法人広島県下水道公社（以下、「公社」という。）に委託して実施している。

なお、事業は、原則、受益者である流域関連市町の負担で賄われている。

- 事業環境としては、新規の施設整備が令和4年度に完了したことから、今後は維持管理や改築・更新が事業の中心となってくる。

また、今後、人口減少等に伴う処理水量の減によるコスト高が見込まれることから、維持管理費等に係る流域関連市町の負担（県民負担）の増加を抑制するため、更なる事業の効率化などによるコスト縮減を図る必要がある。

更に、全国的に技術者が不足する中、災害等に備えた危機管理の強化や下水道分野におけるDXの推進などによる業務の効率化・省力化に取り組むとともに、ライフラインを確保するための体制の見直し・強化を図る必要がある。

- 国では、人口減少やインフラの老朽化が全国的に進む中で、災害に強く、持続可能な上下水道の機能を確保するため、上下水道一体での地震対策や官民連携などによる事業の効率化・高度化・基盤強化の取組を推進している。

また、下水道事業の効率化や体制の維持・強化のための官民連携が全国で進められており、指定管理者制度など、様々な管理運営手法が検討・導入されている。

- こうした中、県では、「広島県下水道事業広域化・共同化計画」（令和3年3月策定）に基づき、令和5年度から流域関連市町など関係者と意見交換を行いながら、流域下水道事業の管理運営の見直しの検討を進めている。

|         |                                                                                                                                                    |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年6月  | ○流域関連市町との検討会を設置して検討に着手                                                                                                                             |
| 令和5年10月 | ○現状と課題などを整理し、検討状況を建設委員会で説明                                                                                                                         |
| 令和6年2月  | ○管理運営の見直しの方向性を取りまとめ、建設委員会で説明<br>（体制）県が事業全般を一体的にマネジメントできる体制に再構築<br>（手法）指定管理者制度を導入し、指定期間10年とする方向で検討                                                  |
| 令和6年5月  | ○検討状況及び今後の進め方について建設委員会で説明<br>・関係者からの意見も踏まえ、指定管理者は、県が経営に深く関与する県出資法人の活用を視野に入れて検討<br>・本県の実状に応じた指定管理者制度の導入に向け、関係者から意見を丁寧に聴きながら検討を進めるため、見直し方針案は年内に取りまとめ |

- 県議会や関係者からの意見なども踏まえ、本県の実状に応じた管理運営の見直しに向けて、関係者と意見交換しながら、さらに検討を進めてきた。

現時点の県における管理運営の見直しの考え方（体制・手法）や見直しによる効果などの検討状況を取りまとめた。

## 2 管理運営の現状と課題

### (1) 県と公社の役割

- 流域下水道の施設は、主に、汚水の処理を行う「処理場・ポンプ場」と、流域関連市町の公共下水道から受け入れた汚水を処理場まで流す「管路」で構成されている。
- 事業運営当初の役割分担により、県が事業運営全般のほか、「処理場・ポンプ場」の施設整備及び「管路」の施設整備と維持管理を担い、公社は、県からの委託を受け、「処理場・ポンプ場」の維持管理を担っている。

#### 【現行の役割分担（イメージ）】



（※1）処理場・ポンプ場の運転監視等及び事故時初動対応は、公社から民間事業者に再委託している。

（※2）管路の事故時初動対応の現場確認は、県が民間事業者と協定を締結し、実施している。

#### 【公社の概要】

|                    |                                                                                                                                                                         |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称                | 公益財団法人広島県下水道公社                                                                                                                                                          |
| 設立年月日              | 昭和 56 年 8 月 1 日（平成 25 年 8 月 1 日公益財団法人に改組）                                                                                                                               |
| 設立目的               | 県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全さらに地球環境の保全に寄与するため、下水道技術や環境改善に関する調査研究、下水道知識の普及啓発等及び流域下水道の管理を行うことを目的とする。                                                                       |
| 基本財産               | 79,000 千円（県：50%、流域関連市町：50%）                                                                                                                                             |
| 業務内容               | <ul style="list-style-type: none"> <li>流域下水道の処理施設の運転及び維持管理</li> <li>下水道に係る水質管理</li> <li>下水道技術並びに環境改善及び省資源化等の調査研究</li> <li>下水道技術者の育成</li> <li>下水道知識の普及及び啓発 など</li> </ul> |
| 常勤職員<br>(R6. 4 現在) | 38 名（役員 2 名、県派遣 12 名、広島市派遣 3 名、プロパー職員※21 名）<br>※プロパー職員のうち、県・広島市等 OB 職員 17 名                                                                                             |
| 事業規模               | 4,812 百万円（令和 5 年度県委託料）<br>※うち、民間事業者への再委託料は 3,485 百万円（全体の約 7 割）                                                                                                          |

## (2) 県における事業運営等

### ア 事業運営

- 県では、平成 31 年 4 月から、公営企業会計を適用し、経営状況や財務状況を明確にした事業運営を行っている。
- 事業運営にあたっては、計画の策定・進捗管理や事業に必要な予算の確保、施設整備及び管路の維持管理などを本庁で一括して実施している。  
また、管路の漏水事故などの対応について、民間事業者と協定を締結し、体制を確保している。
- 今後、人口減少等に伴う処理水量の減少、老朽化施設の更新投資の増加、災害リスクへの対応など、事業環境が一層厳しさを増すことが見込まれることから、現在、「経営実行プラン（令和 5 年 10 月策定）」に基づき、流域関連市町等と協力・連携して、事業の収支改善や投資規模の最適化、放流水の安全性や施設の健全度を確保するための取組を実行している。
- 同プランでは、収支改善の取組の一つとして、新たな管理運営の導入を掲げており、事業環境の変化などを踏まえ、改めて公民の役割分担を見直し、維持管理の更なる効率化・省力化を図ることにより、今後、増加が見込まれる流域関連市町の負担（県民負担）の抑制に取り組むこととしている。
- また、自然災害が頻発化していることに加え、今後、施設の老朽化等による事故や故障などの増加も懸念されることから、地域の実状を熟知した地元の民間事業者等の協力を得ながら、危機管理の一層の強化を図る必要がある。

#### 【県の主な業務】

| 区 分  | 主 な 業 務                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------|
| 事業運営 | 中長期の収支見通しと修繕・建設計画の策定、経営実行プランの策定と推進、予算、資金調達（国費、市町負担金）、経理及び決算 |
| 施設整備 | 新規整備、改築・更新（設計・発注・監理・検査）、入札契約                                |
| 維持管理 | 管路の維持修繕工事（設計・発注・監理・検査）、入札契約、委託業務（公社）のモニタリング                 |
| 危機管理 | 事故対応（対応方針の決定）、事故対策要綱と業務継続計画（BCP）の策定、訓練の実施                   |

## イ 施設整備等

- 市町の下水道事業は、現在、令和8年度の施設の概成を目指し、整備を進めており、県では、市町の整備計画を踏まえた拡張工事を計画的に実施し、令和4年度に新規の施設整備（拡張）が完了した。このため、今後は、既存施設の維持管理や改築・更新が事業の中心となる。
- 施設のうち、処理場・ポンプ場では、機械・電気設備において耐用年数（20年等）を超過した割合が約5割と老朽化が進んでおり、耐用年数で更新した場合、令和5年度以降の10年間で634億円の投資が見込まれる。
- また、管路については、耐用年数（50年）を超過したものはないが、健全度の点検の結果、約2割の管路で改築・更新が必要となっており、耐用年数で更新した場合、令和5年度以降の10年間で58億円の投資が見込まれる。
- このため、現在、経営実行プランに基づき、中長期的な視点に立って、施設の状況を点検・評価するストックマネジメントを実施し、施設の長寿命化による更新投資の抑制や平準化を図るとともに、健全度を踏まえた更新投資を実施している。
- 更に、今後、老朽化した機械・電気設備の故障などにより、修繕の増加も想定されることから、これまでの維持管理体制の見直しとあわせ、施設の修繕や改築・更新を総括的な視点から判断できる体制を構築し、適正な施設運営を確保しながら、より一層の業務の効率化やトータルコストの縮減を図る必要がある。
- また、大規模地震時においても、下水道処理機能を確保できるよう、施設の地震対策を実施する必要があり、改築・更新とあわせて、計画的かつ着実に実施していくためには、有利な財源である国交付金を確実に確保することが必要である。

### 【老朽化の状況（令和5年度末）】

| 区 分 | 供用開始    | 機械・電気設備<br>耐用年数<br>超過率 | 管路延長<br>(全体) ① | うち改築が必要な<br>管路延長② | ②／①   |
|-----|---------|------------------------|----------------|-------------------|-------|
| 太田川 | S63年10月 | 50.9%                  | 28.4km         | 0.5km             | 1.8%  |
| 芦田川 | S59年10月 | 44.6%                  | 39.6km         | 15.9km            | 40.2% |
| 沼田川 | H8年3月   | 71.6%                  | 43.2km         | 3.8km             | 8.8%  |
| 計   |         | 51.3%                  | 111.2km        | 20.2km            | 18.2% |

### 【改築・更新投資額の推計】

（単位：億円）

| 区 分         | R5         | R6         | R7         | R8         | R9         | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | 計   |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 機械・<br>電気設備 | 26         | 46         | 84         | 83         | 53         | 31  | 61  | 76  | 109 | 65  | 634 |
| 管路          | 1          | 5          | 6          | 5          | 7          | 6   | 7   | 7   | 7   | 7   | 58  |
| 計           | [17]<br>27 | [19]<br>51 | [28]<br>90 | [32]<br>88 | [27]<br>60 | 37  | 68  | 83  | 116 | 72  | 692 |

※耐用年数で更新した場合の投資額の推計値(経営実行プラン策定時の試算による)

※ 計欄の[ ]内は、ストックマネジメントによる更新投資の抑制・平準化後の投資額(R5:決算額、R6:決算見込額、R7:当初予算額、R8・R9:プラン策定時の見込額)

### (3) 公社における維持管理

#### ア 体制

- 公社は、県と毎年度締結している業務委託契約及び維持管理に関する協定に基づき、処理場・ポンプ場の点検・修繕や水質管理業務などを自ら実施するとともに、運転監視業務などを民間事業者にも再委託している。
- 公社の実施体制は、太田川東部浄化センターに本社、芦田川及び沼田川の各浄化センターに支所を設置して、職員を配置している。  
公社全体の運営は本社が行い、各施設の維持管理業務や委託契約は本社及び各支所において行っている。  
また、本社及び各支所において、施設の特性に応じた調査研究活動や、施設見学の受入などの下水道の普及啓発活動を行っている。
- 公社の職員は、各流域下水道の供用開始（太田川西部：昭和56年※、芦田川：昭和59年、太田川東部：昭和63年、沼田川：平成8年）に合わせ、県及び流域関連市町からの派遣職員の受入やプロパー職員を採用して必要な人員を確保するとともに、OJTによる下水道技術者の育成を図ってきた。  
※ 太田川西部は、市町村合併に伴い、平成2年度に広島市に事業譲渡している。
- 近年は、技術者不足などによる県・市町からの職員派遣の減少を踏まえ、再委託等による人員体制の見直しや県等のOB職員の採用により、維持管理に必要な体制を確保してきたところであるが、今後、職員の高齢化などにより、維持管理の技術やノウハウの継承が難しくなることが見込まれることから、将来にわたって、必要な人材を確保・育成し、技術等を確実に継承していく仕組みを早急に構築する必要がある。

#### 【公社の主な業務】

| 区 分  | 主 な 業 務                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------|
| 公社運営 | 評議員会・理事会、予算編成及び決算整理、人事（プロパー採用）、庶務、財務処理                    |
| 維持管理 | 処理場・ポンプ場の修繕工事（設計・発注・監理・検査）、民間事業者への再委託・モニタリング、検査測定、入札契約    |
| 危機管理 | 施設・設備の事故・故障の対応（応急措置、連絡調整）、危機管理マニュアルの整備、マンホールポンプ等のパトロール、訓練 |

#### 【公社職員（常勤）の状況】

| 区 分                | S56        | S59        | S63        | H8①        | R6②          | ②-①            | ②/①                |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|--------------|----------------|--------------------|
| 県派遣職員              | 9人         | 16人        | 20人        | 18人        | 12人          | ▲6人            | 66.7%              |
| 市町派遣職員             | 8人         | 15人        | 17人        | 20人        | 3人           | ▲17人           | 15.0%              |
| プロパー職員<br>（うち県等OB） | 2人<br>(0人) | 6人<br>(4人) | 9人<br>(6人) | 7人<br>(2人) | 21人<br>(17人) | +14人<br>(+15人) | 300.0%<br>(850.0%) |
| 計                  | 19人        | 37人        | 46人        | 45人        | 36人          | ▲9人            | 80.0%              |

※ 役員を除く。

## イ 維持管理

### (7) 維持管理費

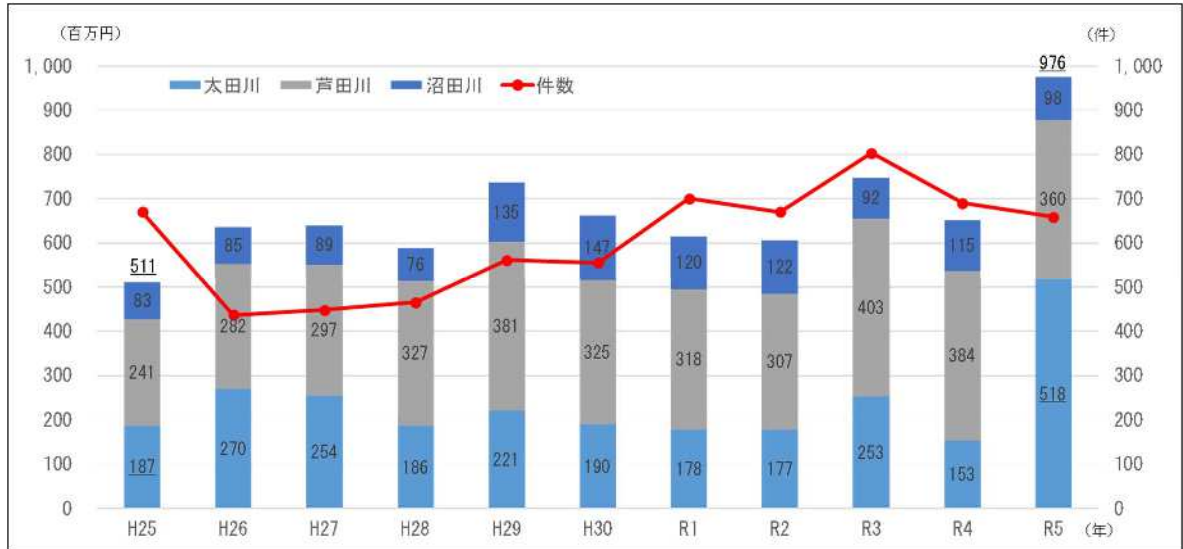
- 公社では、運転監視業務等の包括的民間委託の実施や人員体制の見直しなどにより、コスト削減を図りながら、適正に維持管理を実施してきたところであるが、近年は、修繕費用の増加や燃料価格の高騰に伴う電気料金の増加などにより、維持管理費用は大幅に増加している。
- 施設の修繕については、これまで機能を維持しながら長寿命化を図ってきたところであるが、修繕費用は増加傾向にあり、令和5年度は3センター合計で約10億円と、10年前と比べ約2倍になっている。  
特に、太田川東部浄化センターでは、令和5年度に大規模修繕を実施したため、修繕費用は10年前の約3倍に増加している。
- こうした維持管理費の増加に伴い、令和5年度の流域関連市町の負担は、約50億円となっており、10年前の1.6倍に増加している。
- このため、これまでの維持管理体制の見直しとあわせ、施設の修繕や改築・更新を総合的な視点から判断できる体制を構築し、適正な施設運営を確保しながら、より一層の業務の効率化やトータルコストの削減を図るとともに、流域関連市町の維持管理に係る負担増も抑制していく必要がある。

#### 【維持管理の状況】

#### 〔維持管理費（公社委託料等）の推移〕

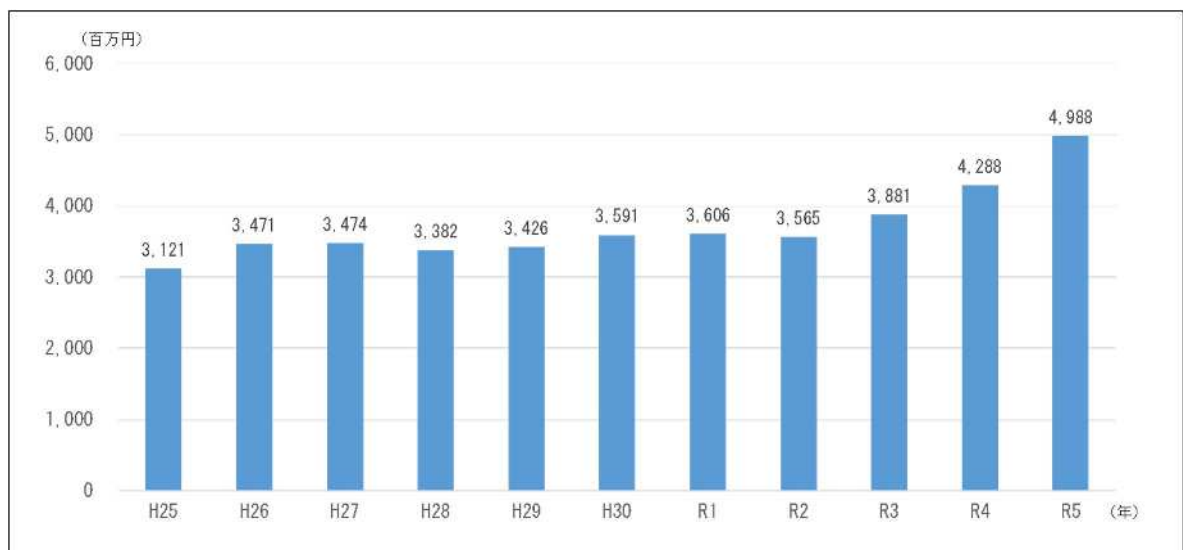


[修繕件数及び費用の推移]



| 区 分 | H25 |               | H30 |               | R5  |               | R5/H25 |        |
|-----|-----|---------------|-----|---------------|-----|---------------|--------|--------|
|     | 件数  | 修繕費用<br>(百万円) | 件数  | 修繕費用<br>(百万円) | 件数  | 修繕費用<br>(百万円) | 件数     | 修繕費用   |
| 太田川 | 273 | 187           | 192 | 190           | 272 | 518           | 99.6%  | 277.0% |
| 芦田川 | 286 | 241           | 248 | 325           | 282 | 360           | 98.6%  | 149.4% |
| 沼田川 | 111 | 83            | 115 | 147           | 105 | 98            | 94.6%  | 118.1% |
| 計   | 670 | 511           | 555 | 662           | 659 | 976           | 98.4%  | 191.0% |

[市町の流域下水道事業負担金の推移]



#### (4) 民間の活用

- 公社は、維持管理を円滑に実施する上で、事業の特殊性も踏まえ、運転監視業務等について再委託を行っており、民間事業者への再委託は、令和5年度の県委託料のうち、約7割を占めている。
- 再委託にあたっては、県の入札契約制度に準じ、一般競争入札等により行っているが、更に業務の効率化を図るため、平成17年度から、運転監視業務等の複数の業務を一括して複数年にわたり契約する包括的民間委託を導入している。
- これまで、公社では、運転監視業務等の包括的民間委託や人員体制の見直しなどによりコスト削減を図ってきたところであるが、近年は、修繕費用の増加や燃料価格の高騰に伴う電気料金の増加などにより、維持管理費は増加傾向にある。
- こうした維持管理費の増加を抑制していくためには、DXの推進などにより、更なる業務の効率化・省力化を図る必要がある。
- 一方、管理運営の見直しにあたっては、維持管理水準の維持・確保や、地域の実状を踏まえた円滑な事業実施の観点から、これまで公社が業務の再委託を通じて構築してきた地元事業者との協力関係を踏襲する方向で検討する必要がある。

#### 【民間事業者への再委託の状況】

| 区 分     | 主 な 業 務                                       |
|---------|-----------------------------------------------|
| 運転監視業務等 | 運転保守管理、清掃、計装設備等保守点検、消防用設備等保守点検、エレベーター設備保守管理など |
| 事故時初動対応 | 施設事故時の初動対応                                    |

#### 【各浄化センターの再委託の状況】（令和5年度決算ベース）

| 区 分 | 県からの委託料<br>(百万円) ① | 再委託の状況 |           |       | ②／①   |
|-----|--------------------|--------|-----------|-------|-------|
|     |                    | 件数     | 金額(百万円) ② | 受託業者数 |       |
| 太田川 | 2,307              | 36件    | 1,639     | 24者   | 71.0% |
| 芦田川 | 1,790              | 35件    | 1,321     | 25者   | 73.8% |
| 沼田川 | 715                | 21件    | 525       | 18者   | 73.4% |
| 計   | 4,812              | 92件    | 3,485     | 67者   | 72.4% |

#### (4) 危機管理

- 県及び公社では、平常時は、自然災害や事故・故障の発生などの危機事案に備え、事故対策要綱や危機管理マニュアルの整備、合同訓練の実施などを行っている。
- 危機事案が発生した際の初動対応は、県、公社、各浄化センターの運転監視等の再委託事業者が連携して行っている。  
県及び公社は、再委託事業者からの現場の状況報告などにより、必要に応じて現場調査を行いながら、初動対応への最終判断や関係機関との連絡調整を行っている。  
また、県では、事業の責任者として、マスコミなどへの説明を行っている。
- また、危機事案発生後の復旧対応については、県と公社が被災状況に応じて、連携しながら実施している。
- 頻発化する自然災害や、耐用年数を超過して使用している施設の事故・故障などの増加に加えて、近年では、耐用年数を超過していない管路や設備の損傷・故障も発生しており、危機事案対応が急増することも懸念される。
- 技術職員の確保が困難となる中、限られたリソースにより、多発する危機事案に対し、現行と同様に迅速な初動対応と早期の復旧対応を行うためには、引き続き、民間事業者のネットワークの活用や、地域の実状を熟知した地元の民間事業者との協力関係の下、危機管理体制を一層強化する必要がある。

##### 【県と公社の役割】

|    |                                                             |
|----|-------------------------------------------------------------|
| 県  | 事故対応（対応方針の決定）、事故対策要綱と業務継続計画（ＢＣＰ）の策定、訓練の実施                   |
| 公社 | 施設・設備の事故・故障対応（応急措置、連絡調整）、危機管理マニュアルの整備、マンホールポンプ等のパトロール、訓練の実施 |

#### (5) 今後の管理運営上の課題

| 区 分  | 課 題                                                                                     |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 運営全般 | ・事業環境の変化などを踏まえ、改めて公民の役割分担を整理した上で、民間を積極的に活用した更なる事業の効率化・省力化により経営基盤の強化を図ることが必要             |
|      | ・技術者不足が懸念される中、維持管理の水準を維持するためには、必要な人材を確保・育成し、維持管理に係る技術やノウハウを確実に継承していく仕組みが必要              |
| 施設整備 | ・修繕や改築・更新については、総括的な視点から判断できる体制を構築し、適正な施設運営を確保しながら、より一層の業務の効率化やトータルコストの縮減を図っていくことが必要     |
|      | ・今後の更新投資を着実に実施していくためには、有利な財源として、国交付金を確実に確保することが必要                                       |
| 維持管理 | ・修繕や改築・更新については、総括的な視点から判断できる体制を構築し、適正な施設運営を確保しながら、より一層の業務の効率化やトータルコストの縮減を図っていくことが必要（再掲） |
|      | ・今後、更なる業務の効率化・省力化を図るため、ＤＸの推進などが必要                                                       |
| 危機管理 | ・自然災害が頻発化していることに加え、今後、施設の老朽化等による事故や故障などの増加も懸念されることから、民間事業者等との協力関係の下、危機管理の一層の強化が必要       |

### 3 管理運営の見直しの考え方

流域下水道事業における今後の管理運営上の課題に対応し、効率的な管理運営による事業の持続性の確保や、県民サービスの維持・向上を図るため、現在の管理運営体制や手法について、次の視点により必要な見直しを行う。

#### 【見直しの視点】

- 流域下水道事業は、今後、施設の維持管理及び改築・更新が事業の中心となることなどを踏まえ、施設の維持管理と改築・更新を一体的にマネジメントできる体制を確保する。
- また、施設の老朽化に伴い、施設の事故や故障の増加が懸念されることから、危機管理の強化を図るため、施設事故等の緊急時の迅速な対応が可能な体制とする。
- 現在の民間活用の実態を踏まえ、更に民間の自主性や裁量を拡大し、民間ノウハウの活用の拡大や、DXなどを事業に活用できる管理運営手法とする。

#### (1) 管理運営体制

- 流域下水道事業は、県民生活に不可欠なライフラインとして、高い公共性・公益性を有しているため、引き続き、県の責務の下で事業を実施する。
- その上で、限られたリソースを最適に配分し、効率的に事業を運営するため、処理場・ポンプ場と管路で異なっている役割分担を統一し、公民連携により既存施設を一体で管理する体制に見直す。  
見直し後は、県は事業運営と企画立案等の業務に注力し、既存施設の維持管理と改築・更新は、県がガバナンスを効かせながら民間のノウハウを最大限活用して行う。
- 危機管理についても、公民のリスク分担を明確にした上で、民間のノウハウやネットワークを活用し、施設事故等において、県と民間事業者が連携して初動から復旧まで、より迅速な対応が可能な体制を構築する。

#### <見直し後の県と民間事業者の役割分担（イメージ）>

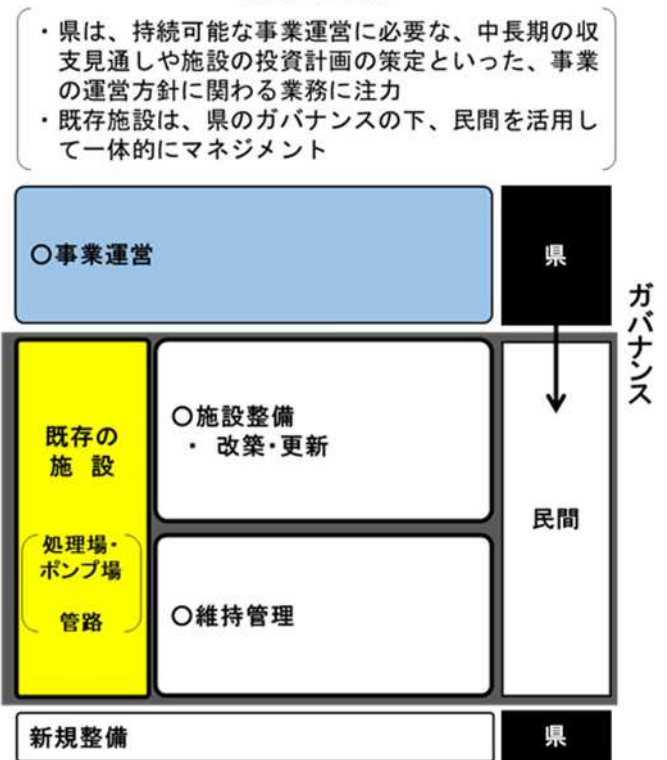
| 区 分             |                             | 県        | 民            | 備考                           |                            |
|-----------------|-----------------------------|----------|--------------|------------------------------|----------------------------|
| 事業運営            | ・ 中長期の収支見通し<br>・ 修繕・建設計画の策定 | ○        | (○)          | 民は維持管理の観点から修繕・建設計画案を策定し、県に提案 |                            |
|                 | ・ 経営実行プランの策定と推進             | ○        |              |                              |                            |
|                 | ・ 予算、経理及び決算                 | ○        |              |                              |                            |
|                 | ・ 資金調達（国費、市町負担金）            | ○        |              |                              |                            |
|                 | ・ 事業説明（市町、議会）               | ○        |              |                              |                            |
|                 | ・ モニタリング                    | ○        |              | 県によるガバナンス確保                  |                            |
|                 | 施設の<br>マネジメント               | 施設<br>整備 | ・ 新規整備、改築・更新 | (○)                          | ○                          |
| ・ 入札契約          |                             |          | (○)          | ○                            |                            |
| 維持<br>管理        |                             | ・ 維持修繕工事 |              | ○                            | 実状に応じて業務の一部を再委託<br>することが可能 |
|                 |                             | ・ 運転監視   |              | ○                            |                            |
|                 |                             | ・ 検査測定   |              | ○                            |                            |
|                 |                             | ・ 入札契約   |              | ○                            |                            |
| 危機管理<br>(施設事故等) |                             | ・ 初動対応   | ○            | (○)                          | 現地の状況把握等は民を活用              |
|                 | ・ 復旧対応                      | ○        | (○)          | 工事発注や現場監督等で民を活用              |                            |
|                 | ・ マスコミ対応                    | ○        |              |                              |                            |
|                 | ・ 関係機関との調整                  | ○        |              |                              |                            |

<管理運営体制の見直し（イメージ）>

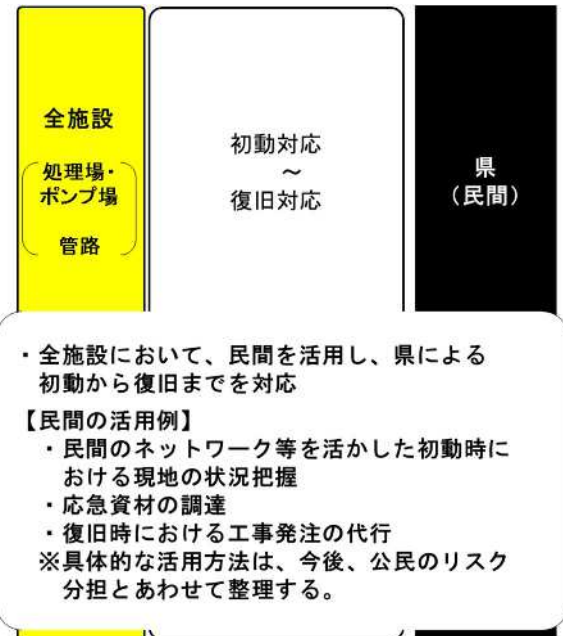
【現行】



【見直し後】



○危機管理（施設事故等）への対応



## (2) 管理運営手法等

### ア 県出資法人を活用した指定管理者制度の導入

管理運営手法は、体制の見直しを踏まえ、今後の管理運営上の課題解決を図り、コスト縮減、有利な財源の確保、県によるガバナンスの確保、民間事業者の撤退リスク、県の技術力の維持などの観点から、比較検討した結果、県出資法人を活用した指定管理者制度を導入する。

#### 【理由】

- ・ 指定管理者制度は、施設全般の管理運営を担うため、民間の技術やノウハウを活用した更なる業務の効率化・省力化やコスト縮減が期待できること。
- ・ また、指定管理者制度は、既存施設の改築・更新<sup>※1</sup>も管理の範囲内として実施することが可能であり、維持管理との一体的なマネジメントにより、施設のライフサイクルコストの更なる縮減が期待できること。

〔 ※1 改築・更新に係る計画策定の支援や発注業務を指定管理者が実施 〕

更に、プロフィットシェア<sup>※2</sup>の導入など一定の要件を満たすことにより、今後の管路の更新において、有利な財源である国交付金の活用が可能であること。

〔 ※2 民間による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出された、コスト縮減分（プロフィット）を官民で分配（シェア）する仕組み 〕

- ・ 指定管理者制度は、地方自治法の規定に基づき、管理基準、業務範囲などを条例で定め、議決を得て管理者を指定するほか、モニタリングや管理運営状況の議会報告などを通じて、県の関与が可能であること。
- ・ 高い公共性・公益性を有する事業の特性を踏まえ、指定管理者には、県が出資者として経営に関与しガバナンスを発揮できる県出資法人を活用することにより、持続可能な管理運営の確保や撤退リスクの回避が可能となること。
- ・ 県出資法人であれば、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に基づく県職員の派遣により、県の技術力を維持することが可能であること。

## 【管理運営手法の比較】

## 見直し方針

| 区 分           |       | 現行（※）                                                                                                                                    | 手法 1                                                                                                                                                                  | 手法 2                                                                                                                         |
|---------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 適用制度          |       | 業務委託<br>（包括的民間委託）                                                                                                                        | 指定管理者制度<br>（代行制）                                                                                                                                                      | 公共施設等<br>運営権制度                                                                                                               |
| 法適用           |       | 民法                                                                                                                                       | 地方自治法                                                                                                                                                                 | P F I 法                                                                                                                      |
| スキーム          |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の維持管理を公社に委託</li> <li>・運転監視等の複数業務を公社から民間事業者へ包括的に委託</li> </ul> ⇒実質的な包括的民間委託                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設の管理者を指定し、処理場等の運転監視、維持管理、清掃等の業務を実施する手法</li> <li>・既存施設の改築・更新も管理の範囲内として実施可能</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の所有権を公共が有したまま、公共施設の運営権を民間事業者へ設定し、利用料金を収受しながら、運営、維持管理、改築・更新等の業務を実施する手法</li> </ul> |
| 事業者の業務範囲      |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の維持管理</li> </ul>                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の維持管理、改築・更新</li> <li>・管路の維持管理、改築・更新</li> </ul>                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場の維持管理、改築・更新</li> <li>・管路の維持管理、改築・更新</li> <li>・新設工事</li> </ul>                |
| 発注方法          |       | 仕様発注<br>（ただし、公社からの再委託は性能発注）                                                                                                              | 性能発注                                                                                                                                                                  | 性能発注                                                                                                                         |
| 事業期間          |       | 1 年<br>（ただし、公社からの再委託期間は 5 年を限度に更新が可能）                                                                                                    | 5～10 年<br>（安定した経営や高度な専門的人材等の確保・育成が必要な施設は概ね 10 年）                                                                                                                      | 20 年以上                                                                                                                       |
| 民間の技術・ノウハウの活用 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活用範囲は契約に規定する業務に限定される</li> </ul>                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活用範囲は施設全般に及ぶ</li> <li>・指定管理者の企画提案及び責任と費用により、施設を活用した自主事業の実施が可能</li> </ul>                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活用範囲は施設全般に及ぶ</li> <li>・運営権者による自主事業の実施が可能</li> </ul>                                  |
| コスト削減の可能性     |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的民間委託による性能発注の場合、民間事業者の創意工夫により一定のコスト削減が可能</li> <li>ただし、施設を一体的にマネジメントできないため、コスト削減は限定的</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設の維持管理と改築更新の一体的なマネジメントにより、更なるコスト削減が可能</li> </ul>                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の一体的な運用によるコスト削減が可能</li> </ul>                                                      |
| 有利な財源の確保      |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の維持管理に限定した委託では、管路更新に国交付金を活用できない</li> </ul>                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロフィットシェア導入などを要件に、管路更新に国交付金の活用が可能</li> </ul>                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管路更新に国交付金の活用が可能</li> </ul>                                                           |
| 県によるガバナンス     | 事業全般  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県出資法人であることから、県は経営を通じて関与</li> </ul>                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の関与範囲は現行よりも小さくなる</li> <li>・県出資法人の活用により、県は経営を通じて関与</li> </ul>                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営権の設定により、県の事業への関与は限定的</li> </ul>                                                    |
|               | 業務内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公社から提出される委託業務実施報告により把握</li> </ul>                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングによる把握が可能</li> </ul>                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングによる把握が可能</li> </ul>                                                            |
|               | 議会の関与 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の議決</li> <li>・出資法人の経営状況の報告</li> </ul>                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算等の議決</li> <li>・指定管理者の管理基準、業務範囲等の条例への規定</li> <li>・管理者の指定に係る議決</li> <li>・管理運営状況の報告</li> <li>・県出資法人を活用した場合は、経営状況を報告</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算等の議決</li> <li>・運営基準、業務範囲等の条例への規定</li> <li>・運営権の設定に係る議決 など</li> </ul>               |
| 撤退リスク         |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県出資法人であることから、事業から撤退するリスクは想定されない</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の経営悪化などによる撤退リスクがある</li> <li>・県出資法人を活用した場合は、事業から撤退するリスクは想定されない</li> </ul>                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営権者は公募によるため、経営悪化などによる撤退リスクを回避するための仕組みの検討が必要</li> </ul>                              |
| 県の技術力の維持      |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県職員の派遣により技術力を確保</li> </ul>                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県職員が施設に係る業務に直接関与しないため、技術力の維持は困難</li> <li>・県出資法人を活用した場合は、県職員の派遣により技術力を確保</li> </ul>                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的には県職員が業務に直接関与しなくなるため、別途、現場研修等の技術力維持のための取組が必要</li> </ul>                           |

※ 現行の業務委託は、公社から民間事業者への再委託において、複数業務及び複数年の一括発注を行っており、実質的な包括的民間委託となっている。

## イ 指定管理者となる県出資法人

- 将来にわたり持続可能な体制を早期にかつ効率的に構築するためには、指定管理者となる県出資法人には、既存の法人を活用することが合理的である。
- 現在、上下水道部が所管する県出資法人には、公社と、水道事業の指定管理者である株式会社水みらい広島（以下「水みらい広島」という。）がある。

公社には、流域下水道施設の維持管理の実績とノウハウがあり、一方、水みらい広島には、水道事業で培ってきたD X技術や民間ならではの人材確保・育成スキームがあることから、それぞれが有する強みを融合し、リソースを最大限に活用する。
- 指定管理者については民間のノウハウを更に活用するため「水みらい広島」とし、公社の機能やノウハウ・リソースは水みらい広島に継承することで、円滑な制度移行を図るとともに、上下水道一体での取組が可能となる体制を目指す。
- また、維持管理水準や危機管理体制を確保するため、現在公社が業務の再委託を通じて構築している地元事業者との協力関係については、指定管理者制度導入後も踏襲することを念頭に置いて、具体的な協力関係の手法や業務内容などについて、関係者間で引き続き意見交換を行いながら検討を進める。

### 【理由】

- ・ 水みらい広島は、平成 24 年 9 月に、県と水 i n g 株式会社が共同出資して設立した公民共同企業体であり、県が経営に深く関与している県出資法人である。

このため、施設の管理運営において、公社のノウハウ・リソースの継承や地元事業者との協力関係の踏襲など、県の意向を最大限反映させることが可能である。
- ・ 水みらい広島には、これまで、旧県営水道事業などの指定管理業務や市町の水道施設の維持管理業務を受託する中で、業務の効率化を進めてきた実績がある。そうした施設の維持管理の技術・ノウハウを活用できるほか、同社が強みとしているD X技術や、同社の協力企業の新技術を流域下水道事業に活用できることが期待できる。また、水道事業などの受託業務と合わせて、スケールメリットを活かした業務の効率化・省力化や、危機管理体制の強化も期待できる。
- ・ 近年では、県内外での認知度・知名度も上がっており、全国的な技術者不足の中にあっても、業務拡大に合わせて、業務を行う地域の技術者を中心に計画的に人材を確保し、独自の社内研修により育成も進めている。
- ・ また、水みらい広島は、中期経営計画において、上水道分野のアセットマネジメントの実績を踏まえ、更新計画策定や発注業務など水道事業者の業務の支援に取り組むこととしているほか、上水道分野におけるD X技術の下水道分野への展開を目指すなど、国の上下水道一体の取組への対応も期待できる。

【水みらい広島の概要】

|                   |                                                                                                                                                                               |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称               | 株式会社水みらい広島                                                                                                                                                                    |
| 設立年月日             | 平成 24 年 9 月 21 日                                                                                                                                                              |
| 設立目的              | 公と民がそれぞれの得意分野を生かすことによって、安心、安全、良質な水の安定供給を基本に、県営水道事業の運営基盤の強化、市町水道事業の管理の一元化を進め、県民・企業から信頼される持続可能な水道事業の実現に貢献し、広く水道事業の一翼を担うとともに、新たな収入源の確保により、地域経済の発展・活性化に寄与する                       |
| 基本財産              | 60,000 千円（水 ing 株：62%、県：35%、呉市：3 %）                                                                                                                                           |
| 業務概要              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道施設の運転・維持管理等</li> <li>・上下水道施設に関するシステムの開発（D X）等</li> <li>・上下水道事業に関するコンサルティング業務（アセットマネジメント）等</li> <li>・上下水道事業に関する人材育成・研修等</li> </ul> |
| 常勤職員<br>(R6.4 現在) | 230 名<br>（県派遣 2 名、呉市派遣 2 名、プロパー193 名、水 ing 株派遣 32 名、その他派遣 1 名）                                                                                                                |
| 事業規模              | 3,180 百万円（令和 5 年度決算）                                                                                                                                                          |

【公社の概要】（再掲）

|                   |                                                                                                                                                                              |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称               | 公益財団法人広島県下水道公社                                                                                                                                                               |
| 設立年月日             | 昭和 56 年 8 月 1 日（平成 25 年 8 月 1 日公益財団法人に改組）                                                                                                                                    |
| 設立目的              | 県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全さらに地球環境の保全に寄与するため、下水道技術や環境改善に関する調査研究、下水道知識の普及啓発等及び流域下水道の管理を行うことを目的とする。                                                                            |
| 基本財産              | 79,000 千円（県：50%、流域関連市町：50%）                                                                                                                                                  |
| 業務内容              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域下水道の処理施設の運転及び維持管理</li> <li>・下水道に係る水質管理</li> <li>・下水道技術並びに環境改善及び省資源化等の調査研究</li> <li>・下水道技術者の育成</li> <li>・下水道知識の普及及び啓発 など</li> </ul> |
| 常勤職員<br>(R6.4 現在) | 38 名（役員 2 名、県派遣 12 名、広島市派遣 3 名、プロパー職員※21 名）<br>※プロパー職員のうち、県・広島市等 OB 職員 17 名                                                                                                  |
| 事業規模              | 4,812 百万円（令和 5 年度県委託料）<br>※うち、民間事業者への再委託料は 3,485 百万円（全体の約 7 割）                                                                                                               |

## ウ 指定管理期間

指定管理期間は、既存施設における最適な改築・更新（修繕を含む。）の実施、D X の推進などによる業務の効率化など、指定管理者の長期的視点に立った創意工夫やノウハウを引き出すため、10 年とする。

## 4 見直しにより見込まれる効果

### (1) 定性的効果

| 区 分  | 期待される効果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運営全般 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間を最大限活用し、県は持続可能な事業運営に必要な、中長期の収支見通しや施設の投資計画の策定といった、事業の運営方針に係る業務に注力することが可能</li> <li>・水みらい広島による上下水道分野の技術者の確保・育成や上下水道の普及啓発など、上下水道一体の取組が可能</li> </ul> <p>【中長期的な期待】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少により人材確保が全国的な課題となる中、水みらい広島が県内の上下水道人材の確保・育成の拠点となることにより、技術者不足への対応や技術力の維持継承が期待できる。</li> </ul> |
| 施設整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の日常的な維持管理を通じ、修繕対応を含む、改築・更新の必要性や実施時期、整備内容の適否の判断により、最適な更新投資やより効率的な施設の運用が可能</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                    |
| 維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の取組などにより、業務の効率化・省力化やコスト縮減が可能 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶3 浄化センターにある施設の一体管理や業務管理基準の標準化</li> <li>▶水みらい広島の既存業務システムやD X 技術等の活用</li> <li>▶プロフィットシェアによる更なる民間の創意工夫やノウハウの活用</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                |
| 危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管路の損傷による汚水流出事故や電気設備の故障など事故発生時の初動から復旧までの対応を一貫して行うことで、危機対応の迅速化が可能</li> <li>・水みらい広島の県内の他事業所や協力企業の応援による迅速な緊急対応が可能</li> </ul> <p>【中長期的な期待】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水流出事故等が発生した際に、関係する水道施設の管理者への伝達等の迅速化や、漏水補修金具や電気・機械の汎用部品の相互融通が期待できる。</li> </ul>                                         |

## (2) 定量的効果

経営実行プランの推計値を基に、令和9年度～令和48年度の40年間について試算

| 項 目        | 効果額                         | 備 考                                                                       |
|------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| ① 維持管理費の縮減 | 25 億円/40 年<br>(5 億円/10 年)   | 現時点での試算可能な効果として、県と公社の役割分担の見直しにより想定される共通業務の集約化、修繕と改築・更新業務の集約化等のコスト縮減を見込んだ。 |
| ② 有利な財源の確保 | 145 億円/40 年<br>(31 億円/10 年) | 令和9年度以降の管路更新の財源として、国交付金（交付率 1/2）の充当を見込んだ。                                 |

※ 各浄化センターの業務管理基準の標準化や、水みらい広島の既存業務システム、DX技術などの活用による効果は、今後、詳細な制度設計の検討とあわせ整理する。

| 項 目          | 効果額                         | 備 考                     |
|--------------|-----------------------------|-------------------------|
| 流域関連市町の負担の抑制 | 110 億円/40 年<br>(23 億円/10 年) | ①、②による流域関連市町及び県の負担の抑制効果 |
| 県の負担の抑制      | 60 億円/40 年<br>(13 億円/10 年)  |                         |

### ① 維持管理費の縮減

- 管理運営体制の見直しによる業務の集約化などにより、40年間で25億円（当初10年間で5億円）の維持管理費の縮減を見込む。
- これにより、40年間で、流域関連市町の負担は25億円（当初10年間で5億円）の抑制が可能

【40年間の効果額（R9～48）】

（億円）

| 区 分   | 見直し前①       | 見直し後②       | 効果額②－①   |
|-------|-------------|-------------|----------|
| 維持管理費 | 2,569 (571) | 2,544 (566) | ▲25 (▲5) |

※ () 内の数値は当初10年間（R9～18）の計

【試算条件】

| 項 目   | 見直し前                                                                           | 見直し後                                                                           |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 維持管理費 | ・直近3年（令和3～5年度）の維持管理費（指定管理料、県職員の人件費、業務委託費等）の平均額に、将来の処理水量（推計）や物価上昇率（1.6%）を加味して計上 | ・見直し前の維持管理費を基に、管理運営体制の見直しによる、共通業務の集約、施設の維持管理業務の集約、修繕と改築・更新業務の集約によるコスト縮減の見込額を計上 |

### ② 有利な財源の確保

- 管理運営手法等を見直しにより、40年間の管路更新に係る工事費290億円の財源として、145億円の国交付金の活用が可能。
- これにより、40年間で、流域関連市町の負担は85億円（当初10年間で18億円）、県の負担は60億円（当初10年間で13億円）の抑制が可能。

【40年間の効果額（R9～R48の管路更新工事費の財源内訳）】

（億円）

| 区分      | 見直し前①    | 見直し後②    | 効果額②－①    |
|---------|----------|----------|-----------|
| 管路更新工事費 | 290 (62) | 290 (62) | - (-)     |
| 財源      | 国交付金     | 145 (31) | 145 (31)  |
|         | 流域関連市町負担 | 85 (18)  | ▲85 (▲18) |
|         | 県負担      | 60 (13)  | ▲60 (▲13) |

※ () 内の数値は当初10年間（R9～18）の計

【試算条件】

| 項 目          | 見直し前                                                                                     | 見直し後                            |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 管路更新<br>工事費  | ・令和14年度までは、現行の工事実施計画を基に計上し、令和15年度以降は、令和5年度から令和14年度の工事費の平均額で推移するものと想定し、物価上昇率（1.6％）を加味して計上 | 同左                              |
| 国交付金         | ・国の要件に該当しないことから、令和9年度以降の国交付金の活用を見込んでいない                                                  | ・令和9年度以降も国交付金（交付率2分の1）の活用見込額を計上 |
| 流域関連<br>市町負担 | ・現行の負担ルールにより、国交付金を除いた額の2分の1及び県負担に係る企業償還金の一部を負担額として計上                                     | 同左                              |
| 県負担          | ・現行の負担ルールにより、国交付金及び流域関連市町負担を除いた額を計上                                                      | 同左                              |

## 5 今後の主な検討事項

| 区 分                    | 主な検討内容                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施体制                   | ・県及び水みらい広島の実施体制、公社機能やリソース（職員を含む。）の県又は水みらい広島への継承方法、県職員の水みらい広島への派遣など、実施体制の整理                                                                                                                                                         |
| 地元事業者との<br>協力関係        | <p>・指定管理者制度への円滑な移行や、地域の実状を踏まえた維持管理、危機管理の体制を確保するため、公社が業務の再委託を通じて構築している地元事業者との協力関係の踏襲を念頭に、その具体的な手法等について、公社や現在の再委託事業者など関係者と意見交換しながら整理</p> <p>〔また、現在の流域下水道施設の管理運営には、市町の一般廃棄物行政を支えている事業者が大きく寄与している実状も踏まえ、関係市町の意見も聴きながら丁寧に進める必要がある。〕</p> |
| モニタリング方法               | ・県による指定管理業務のモニタリングの項目、実施時期、実施体制など、水道事業や他の下水道事業者の先行事例を参考に整理                                                                                                                                                                         |
| 指定管理業務の整理、<br>指定管理料の算定 | ・指定管理者の業務範囲や業務水準、リスク分担などを整理し、指定管理料を算定                                                                                                                                                                                              |
| プロフィットシェア<br>の仕組み      | ・指定管理者の創意工夫やノウハウを引き出すための仕組みとして導入するプロフィットシェアの具体的な適用要件や分配割合を整理                                                                                                                                                                       |
| 流域関連市町の関与              | ・県による経営状況の説明会の実施など、指定管理者制度導入後も流域関連市町が事業に関与できる仕組みの構築                                                                                                                                                                                |